

山梨県公報

号外第二十一号

令和四年

三月三十一日

木曜日

目次

人事委員会

- 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則……………七
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………八
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………九

人事委員会

山梨県人事委員会規則第三号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 信田 恵三

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表5級の項1中「専長補佐」の下に、「企画監補佐、対策監補佐」を、「課長補佐」の下に「若しくは専長補佐」を加え、同項2中「又は主任主計員」を、「主任主計員又は特任専門員」に改め、同表6級の項1中「地域ブランド統括官補、感染症対策推進監、政策調査監、秘書監、広聴広報監、戦略広報監、国際戦略監」を「感染症対策企画監、新型コロナウイルス対策監、グリーン・ゾーン推進監、政策推進監、広聴広報監、国際戦略監、外国人活躍推進監、DX推進監、男女共同参画・共生社会推進監、観光PR戦略監」に改め、「グリーン・ゾーン推進監」を加え、「廃棄物対策指導監」、「観光産業振興監」、「富士山保全企画監」及び「地場産業振興監」を「回項2中「企画調整主幹、少人数教育推進監、ICT教育推進監、働き方改革推進監」を「専長、企画調整主幹、働き方改革推進監、少人数・義務教育指導監」に改め、「義務教育指導監」及び「審査調整指導監」を「回項3中「専長補佐」の下に「企画監補佐、対策監補佐」を、「課長補佐」の下に「若しくは専長補佐」を加え、同項5中「、グリーン用地対策幹」を「環境保全幹」や「環境・エネルギー推進幹」に改め、同表7級の項1中「地域ブランド統括官補、感染症対策推進監、政策調査監、秘書監、広聴広報監、戦略広報監若しくは国際戦略監」を「感染症対策企画監、新型コロナウイルス対策監、グリーン・ゾーン推進監、政策推進監、国際戦略監、外国人活躍推進監、DX推進監、男女共同参画・共生社会推進監若しくは観光PR戦略監」に改め、「課長」の下に「若しくは専長」を加え、同表8級の項1中「感染症対策統轄官補、男女共同参画・女性活躍推進監」を「知事政策補佐官、地域ブランド・DX統括官、感染症対策統轄官補、男女共同参画・共生社会推進統括官」に改め、「、グリーン推進監」及び「文化振興監」を削り、同表9級の項1中「知事政策補佐官又は地域ブランド統括官」を「局長」に改め、同項2中「局長、出納局長又は感染症対策統轄官補」を「出納局長、知事政策補佐官、地域ブランド・DX統括官、感染症対策統轄官補又は男女共同参画・共生社会推進統括官」に改める。

別表第十あけの医療福祉センターの項(1)から(3)までの規定中「保育」を「保育及び生活支援」に、「保育士」を「職員」に改め、同項(4)中「保育士」を「職員」に改め、同表専門学校農業高等学校の項中「専門学校農業高等学校」を「専門学校農林大学校」に、「農業教育業務」を「農林業教育業務」に改める。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中 「知事政策補佐官」を「男女共同参画」 「感染症対策統轄官補」 「地域ブランド統括官」 「知事政策補佐官」 「男女共同参画・女性活躍推進監」 「知事政策補佐官」 「地域ブランド・D

「共生社会推進統括官」に、 技監
「感染症対策統轄官補」を
「知事政策補佐官」
「地域ブランド・D
文化振興監」を
「知事政策補佐官」
「地域ブランド統括官補」を
「感染症対策企画監」
「感染症対策推進監」を
「戦略」
「統括官」に、
「政策調査監」を
「グリーン・ゾーン推進監」に、
「国際」

が認める者にあつては七種)

審査調整指

五種 (人事委員会が認める者にあつては四種)

導監 七種 (人事委員会が認める者にあつては六種)

を
次長

五種

(人事委員会が認める者にあつては四種)

に改め、同表教育委員会事務局の部本庁

の項中「課長」を「課長に、ICT教育推進監を働き方改革推進監に
「人事管理監 義務教育指導監」を「人事管理監」に改め、同部峡東教育事務所の項から富士・東

部教育事務所の項までの規定中

次長

地域学力向上推進幹

七種

次長

地域学力向上推進幹

七種

ては六種)

に改め、同部総合教育センターの項中「相談支援部長」を「相談支援セ

ンター長」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第四号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 信田 恵三

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3 職員給与条例第十四条の五第一項第三号に規定する職は、行政職給料表及び研究職給料表の適用を受ける職で獣医学に関する専門的知識を必要とする人事委員会が認めるものとする。

第二条を次のように改める。

(職員の範囲)

第二条 職員給与条例第十四条の五第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 前条第一項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から三十七年(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)に規定する臨床研修(第五条において「臨床研修」という。)を経た者)にあつては三十九年、医師法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十七号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第五条において「実地修練」という。)を経た者)にあつては三十八年)を経過するまでの期間(以下「経過期間」という。)内に行われたもの
 - 二 前条第二項に規定する職に採用された職員(医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)であつて、その採用が経過期間内に行われたもの
 - 三 前条第三項に規定する職に採用された職員(獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)に規定する獣医師免許証を有する者に限る。)
- 第四条中「三十五年」の下に「(第一条第三項に規定する職を占める職員にあつては、十五年)」を加える。

第五条第一項中「三十五年」を「、第一条第一項又は第二項に規定する職を占める職員にあつては三十五年、同条第三項に規定する職を占める職員にあつては十五年」に改め、「(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)」を削り、「職員(」の下に「第一条第一項又は第二項に規定する職を占める職員にあつては、」を加える。

第六条中「三十五年」の下に「(第一条第三項に規定する職を占める職員にあつては、十五年)」を加え、「同項」を「前条第一項」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

期間の区分	職員の区分	1項職員		2項職員	3項職員
		1種	2種		
		円	円	円	円
1年未満		368,800	308,600	50,800	30,000
1年以上	2年未満	368,800	308,600	50,800	30,000
2年以上	3年未満	368,800	308,600	50,800	30,000
3年以上	4年未満	368,800	308,600	50,800	30,000
4年以上	5年未満	368,800	308,600	50,800	30,000
5年以上	6年未満	368,800	308,600	50,800	30,000
6年以上	7年未満	368,800	308,600	49,000	27,000
7年以上	8年未満	368,800	308,600	47,200	24,000
8年以上	9年未満	368,800	308,600	45,400	21,000
9年以上	10年未満	368,800	308,600	43,600	18,000
10年以上	11年未満	368,800	308,600	41,800	15,000
11年以上	12年未満	368,800	308,600	40,000	12,000
12年以上	13年未満	368,800	308,600	38,200	9,000
13年以上	14年未満	368,800	308,600	36,400	6,000
14年以上	15年未満	368,800	308,600	35,000	3,000
15年以上	16年未満	368,800	308,600	33,600	
16年以上	17年未満	364,800	305,300	32,200	
17年以上	18年未満	360,800	302,000	30,800	
18年以上	19年未満	356,800	298,700	29,400	
19年以上	20年未満	352,800	295,400	28,000	
20年以上	21年未満	348,800	292,100	26,600	
21年以上	22年未満	331,900	278,300	26,000	
22年以上	23年未満	314,700	264,300	25,400	
23年以上	24年未満	298,000	250,800	24,400	
24年以上	25年未満	281,100	236,900	23,800	
25年以上	26年未満	264,200	223,200	23,200	
26年以上	27年未満	243,400	205,600	22,600	
27年以上	28年未満	223,000	188,500	22,000	
28年以上	29年未満	202,600	171,200	21,200	
29年以上	30年未満	181,800	153,600	20,900	
30年以上	31年未満	159,900	135,600	20,500	
31年以上	32年未満	138,000	117,300	19,900	
32年以上	33年未満	116,300	99,400	19,000	
33年以上	34年未満	84,400	73,400	18,100	
34年以上	35年未満	54,600	49,100	17,400	

備考

- この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第3条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において、「1項職員」とは第1条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において、「1種」とは第1条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員をいう。

附則
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第五号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号を次のように改める。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等に 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（職員給与条例第十五条

第八項、学校職員給与条例第十四条第八項及び警察職員給与条例第十六条第八項（以下「職員給与条例第十五条第八項等」という。）に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

ロ 使用する定期券の通用期間が六箇月を超える場合 人事委員会の定める額

第十二条第二項中「「価額」」を「同号イ中「価額」」に改める。

第十七条第二項第一号を次のように改める。

一 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては

当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）

等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の

運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

ロ 使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

第十七条第二項第二号イ中「ロ」の下に「及びハ」を加え、同号ロ中「支給されてい

る場合」の下に「（ハに掲げる場合を除く。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号に次のように加える。

ハ 前号ロに掲げる場合 人事委員会の定める額

第十七条第三項を次のように改める。

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る職員給与条例第十五条第七項等の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつて

は当該事由に係る新幹線鉄道等、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき

通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額

二 使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

第十七条の二第一項第一号を次のように改める。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

イ ロに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等

に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通

交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

ロ 使用する定期券の通用期間が六箇月を超える場合 人事委員会の定める期間

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際に六箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、通勤手当に関する規則第十六条第二項、第十七条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第十七条の三第一項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。

山梨県人事委員会規則第六号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 信 田 恵 三

地域手当に関する規則の一部を改正する規則
地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
別表埼玉県の項の次に次のように加える。

千葉県	柏市	六級地
-----	----	-----

附 則
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第七号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 信 田 恵 三

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則
寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中 「甲州市大和町初鹿野一六七九の五」 大和小学校
甲州市大和町初鹿野一六四三 「大和中学校」 を「甲州市大和町初鹿野一六七九の五一大和小学校」に改める。

附 則
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第八号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 信 田 恵 三

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「補助業務」の下に「（これらに準ずるものとして人事委員会が定めるものを含む。）」を加える。

第四条第一項第一号中「感染症対策グループ」を「感染症対策企画グループ」に改める。

第十一条第二項第一号中「六千八百円」を「七千三百円」に改め、同項第二号中「二千九百円」を「三千百円」に改め、同号イ中「三千三百円」を「三千五百五十円」に改め、同号ロ中「二千円」を「二千五百五十円」に改める。

第十二条第一項中「富士山科学研究所、衛生環境研究所、森林総合研究所」を「衛生環境研究所、森林総合研究所、富士山科学研究所」に、「家畜保健衛生所、畜産酪農技術センター、水産技術センター、総合農業技術センター、果樹試験場、専門学校農業大学校」を「総合農業技術センター、果樹試験場、専門学校農林大学校、家畜保健衛生所、畜産酪農技術センター、水産技術センター」に改める。

第十五条第一項中「、大気水質保全課」を削り、「治山林道課」の下に「、大気水質保全課」を、「農務事務所」の下に「、専門学校農林大学校」を加える。

第二十三条第一項中「衛生薬務課」の下に「、大気水質保全課、環境整備課」を加え、「林務環境事務所、衛生環境研究所又は精神保健福祉センター」を「衛生環境研究所、精神保健福祉センター又は林務環境事務所」に改める。

第三十二条の十二第二項の表第一号中「千五百円」を「二千円」に改める。

第三十四条第一項に次のただし書を加える。
ただし、これらの特殊勤務手当の支給の趣旨が当該給料の調整額の支給の趣旨と明らかに異なる場合で、当該職員の本来的職務の内容と現に従事した業務の内容との関係を検討してもなお本文の規定によることが著しく不相当と認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員 長 信 田 恵 三

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号ホ中「専門学校農業大学校」を「専門学校農林大学校」に改める。

第二十条の二中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

条例別表九の項の人事委員会規則で定める不妊治療は、体外受精及び顕微授精とする。

第二十四条の三第一項中「別表第十五の項」を「別表十七の項」に改める。

第二十九条の二第二項中「育児休暇」を「職員の育児休暇」に改める。

第四十六条第二項中「13の項」を「14の項」に、「同表14の項から19の項」を「同表15の項から20の項」に改める。

別表第二中19の項を20の項とし、5の項から18の項までを一項ずつ繰り下げ、4の項の次に次のように加える。

5	不妊治療休暇 六日(不妊治療に係る通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合)については、十日)以内
---	---------------------------------------------------------------------

別表第三3の項中「別表第二15の項」を「別表第二16の項」に改める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

条例別表九の項の人事委員会規則で定める不妊治療は、体外受精及び顕微授精とする。

第二十三条の三第一項中「別表第十五の項」を「別表十七の項」に改める。

第二十八条の二第二項中「育児休暇」を「職員の育児休暇」に改める。

第四十五条第二項中「13の項」を「14の項」に、「同表14の項から19の項」を「同

表15の項から20の項」に改める。
別表第二中19の項を20の項とし、5の項から18の項までを一項ずつ繰り下げ、4の項の次に次のように加える。

5	不妊治療休暇 六日(不妊治療に係る通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日)以内
---	--------------------------------------------------------------------

別表第三3の項中「別表第二15の項」を「別表第二16の項」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十号

山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員 長 信 田 恵 三

山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の育児休業等に関する規則(平成四年山梨県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条(見出しを含む。)中「第二条第四号イ(3)」を「第二条第四号イ(2)」に改める。

第十二条中「(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)」を削る。
第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(条例第二十条第三項の人事委員会規則で定める休暇)

第十五条 条例第二十条第三項の人事委員会規則で定める休暇は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)第四十二条の規定により任命権者が定める同規則第四十九条若しくは別表第二17の項の休暇又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)第四十一条の規定により任命権者が定める同規則第四十八条若しくは別表第二17の項の休暇とする。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。
(条例第十九条第二号の人事委員会規則で定める非常勤職員)

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。
(条例第十九条第二号の人事委員会規則で定める非常勤職員)

第十三条 条例第十九条第二号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「会計管理者」を「会計管理者 男女共同参画・共生社会推進統括官」に、「感染症対策推進監 政策調査監 秘書監 広聴広報監 戦略広報監 国際戦略監」を「感染症対策企画監 新型コロナウィルス対策監 グリーン・ゾーン推進監 政策推進監 広聴広報監 国際戦略監 外国人活躍推進監 DX推進監 男女共同参画・共生社会推進監」に、「地域ブランド統括官 理事 男女共同参画・女性活躍推進監 技監 リニア推進監 文化振興監」を「地域ブランド・DX統括官 理事 技監」に、「地域ブランド統括官補」を「観光PR戦略監」に、「部又は局付」を「知事直轄組織・部、局又は男女共同参画・共生社会推進統括官付」に、「一秘書グループ一政策補佐」を「一秘書課 一秘書担当の課長補佐」に改め、同表教育委員会の項中「次長 課長」を「次長 課長 室長」に、「理事」を「室長補佐（室長の事務を代決する権限を有するものに限る。） 理事」に、「限る。」を「働き方改革推進監」を「限る。」に、「総務栄典担当、教育高度化推進担当」を「総務栄典担当」に、「一福利給与課一福利給付担当、給与公災担当及び健康管理担当の課長補佐」を「一教育企画室一働き方改革推進監 教育政策担当の室長補佐 一福利給付担当、給与公災担当及び健康管理担当の課長補佐」に、「少人数教育推進監」を「少人数・義務教育指導監」に、「部長」を「部長 センター長」に改め、同表労働委員会事務局の項中「次長 次長補佐」を「次長」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番